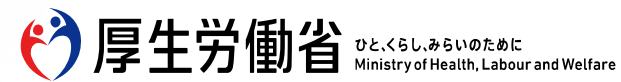


(注) 令和5年7月18日時点の情報であり、
今後、変更や更新されることがあります。



ビルクリーニング特定技能勉強会Vol.1 (R.5.07.18) ～特定技能2号の追加～

(注) 令和5年7月18日時点の情報であり、
今後、変更や更新されることがあります。

- 1 特定技能制度 概要
- 2 特定技能2号の位置づけ
- 3 特定技能2号移行に係る要件
- 4 特定技能外国人が行うことができる
業務内容（案）
- 5 留意事項
- 6 よくある質問
- 7 お願い

ひとくらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

(注) 令和5年7月18日時点の情報であり、
今後、変更や更新されることがあります。

- 1 特定技能制度 概要
- 2 特定技能2号の位置づけ
- 3 特定技能2号移行に係る要件
- 4 特定技能外国人が行うことができる
業務内容（案）
- 5 留意事項
- 6 よくある質問
- 7 お願い

ひとくらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1 特定技能制度 概要

(注) 令和5年7月18日時点の情報であり、
今後、変更や更新されることがあります。

※出入国在留管理庁の資料を厚生労働省にて一部修正

深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）。令和5年6月9日の閣議決定を以て、特定技能2号を2分野から11分野に拡大

- **特定技能1号**：特定産業分野(*)に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：154,864人（令和5年3月末現在、速報値）
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：11人（令和5年3月末現在、速報値）

(※) 特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・舶用工業、
(12分野) 自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業

特定技能1号のポイント

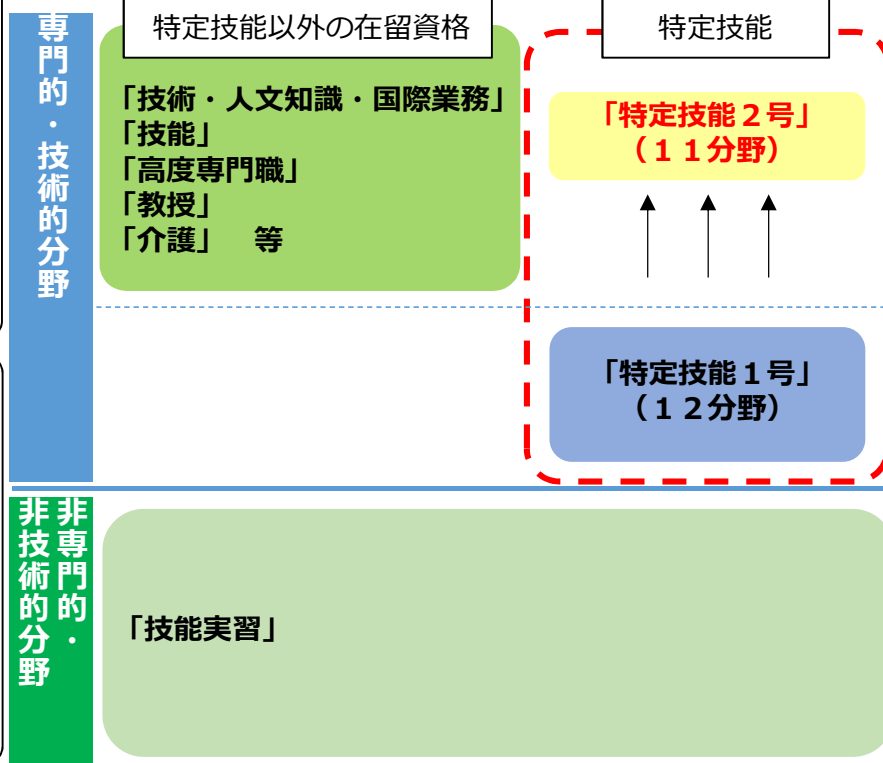
在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとに更新（通算で上限5年まで）
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験免除）
受入れ見込数	あり
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント

在留期間	3年、1年又は6か月（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験等での確認は原則として不要
受入れ見込数	なし
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

分野共通の受入れ要件 +
分野固有の受入れ要件を設定

【就労関係の在留資格の技能水準】



(注) 令和5年7月18日時点の情報であり、
今後、変更や更新されることがあります。

- 1 特定技能制度 概要
- 2 特定技能2号の位置づけ
- 3 特定技能2号移行に係る要件
- 4 特定技能外国人が行うことができる
業務内容（案）
- 5 留意事項
- 6 よくある質問
- 7 お問い合わせ

2 特定技能 2 号の位置づけ

(注) 令和 5 年 7 月 18 日時点の情報であり、
今後、変更や更新されることがあります。

- 「特定技能 2 号」は特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人材の在留資格です。

現場のマネジメントもできる熟練した技能を有する人材であるため、専門的な試験等をパスすることが必要です。

- 「専門的な試験」とは技能検定 1 級の合格水準と同等の水準を設定することが必要とされています。

※ 技能検定 1 級（ビルクリ）の合格水準は 3 割前後

「特定技能」に係る試験の方針について（令和 2 年 1 月 30 日出入国在留管理庁）（抄）

長年の実務経験等により身につけた熟達した技能であって、現行の専門的・技術的分野の在留資格を有する外国人と同等又はそれ以上の高い専門性・技能を要する技能が求められることを踏まえ、上級技能者のための試験である 技能検定 1 級の合格水準と同等の水準を設定する。

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について（抄）

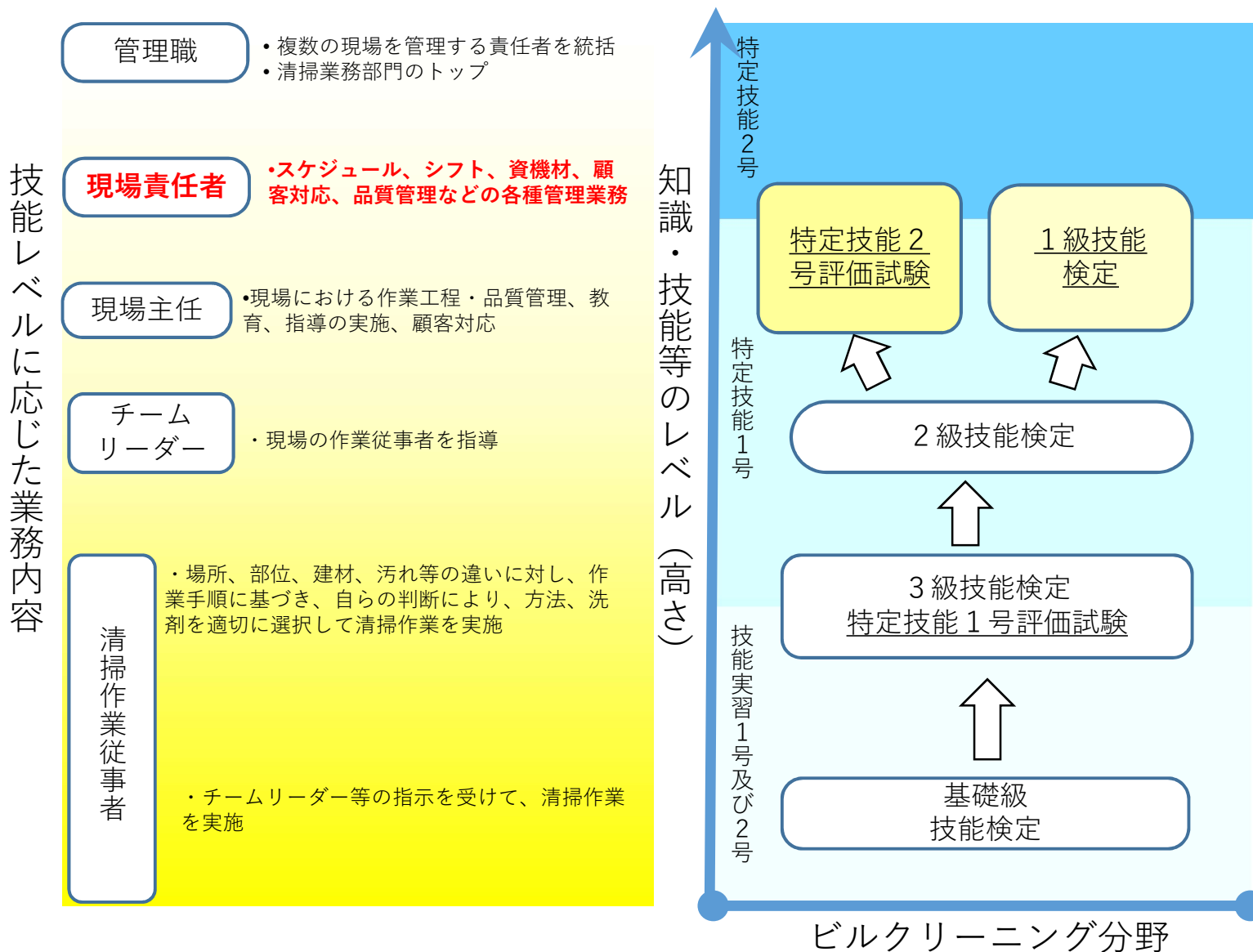
（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）

「2 号特定技能外国人に対しては、熟練した技能が求められる。これは、長年の実務経験等により身につけた熟達した技能をいい、現行の専門的・技術的分野の在留資格を有する外国人と同等又はそれ以上の高い専門性・技能を要する技能であって、例えば自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行できる、又は監督者として業務を統括しつつ、熟練した技能で業務を遂行できる水準のものをいう。」

2 特定技能 2 号の位置づけ

(注) 令和 5 年 7 月 18 日時点の情報であり、
今後、変更や更新されることがあります。

○ 「特定技能 2 号」は現場責任者クラス（以上）を想定しています。



(注) 令和 5 年 7 月 18 日時点の情報であり、
今後、変更や更新されることがあります。

- 1 特定技能制度 概要
- 2 特定技能 2 号の位置づけ
- 3 特定技能 2 号移行に係る要件**
- 4 特定技能外国人が行うことができる
業務内容（案）
- 5 留意事項
- 6 よくある質問
- 7 お問い合わせ

ひとくらし、みらいのために



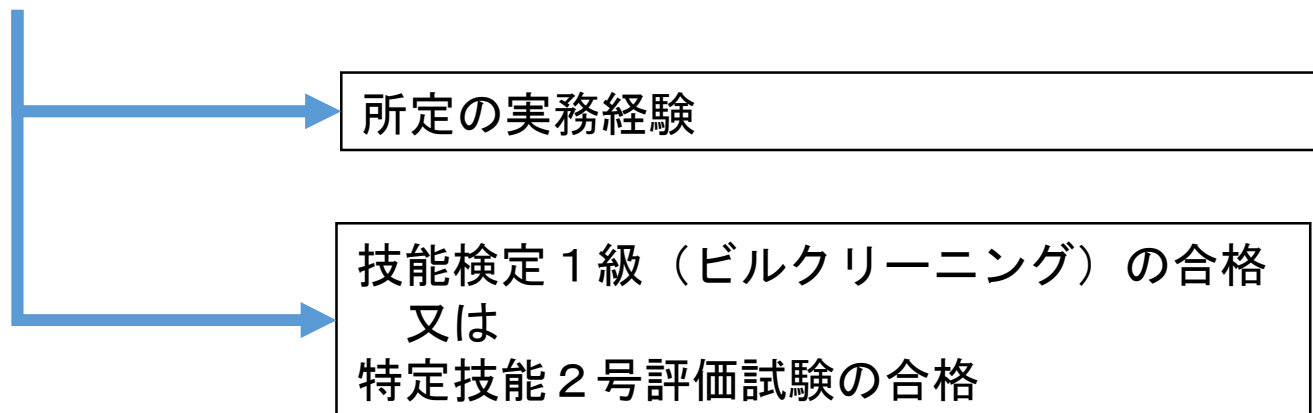
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

3 特定技能 2 号移行に係る要件①

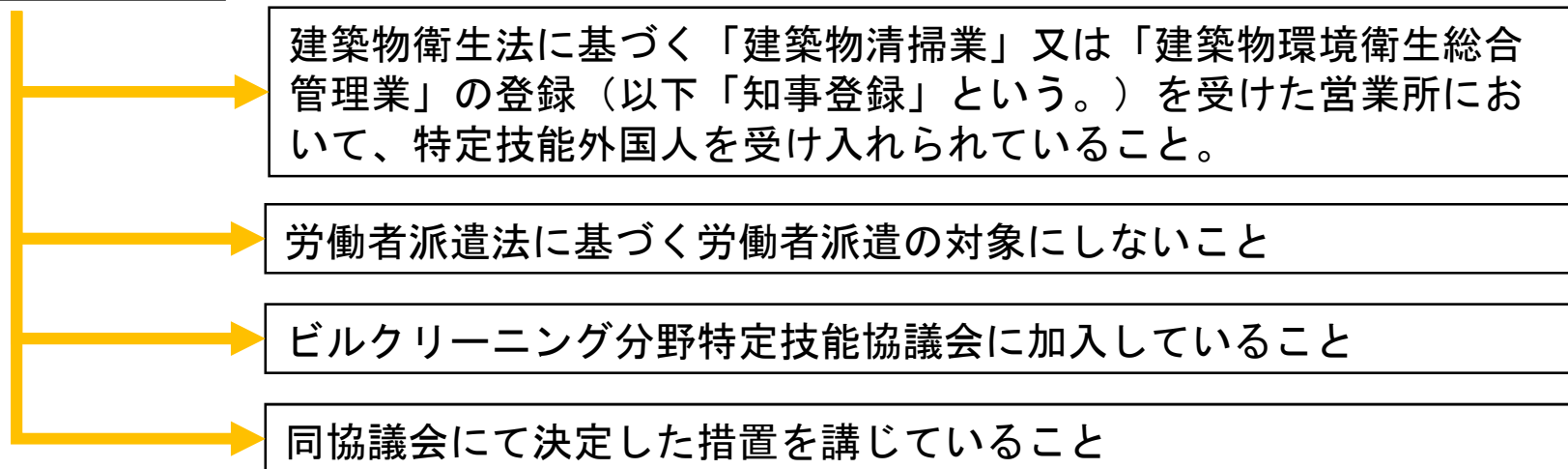
(注) 令和 5 年 7 月 18 日時点の情報であり、
今後、変更や更新されることがあります。

- 「特定技能 2 号」への移行は、「外国人が所定の要件を満たしていること」と「受入機関が所定の要件を満たしていること」が必要です。

1 外国人の要件



2 受入機関の要件



3 特定技能 2 号移行に係る要件②

(注) 令和 5 年 7 月 18 日時点の情報であり、
今後、変更や更新されることがあります。

- 「所定の実務経験」とは、「1」又は「2」の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する者としての実務経験（指導管理経験）を 2 年以上としています。
- ただし、経過措置として、令和 5 年 6 月 9 日の時点で、ビルクリーニング分野の 1 号特定技能外国人として本邦に在留する者（一時帰国者も含む。）については、同日以前の期間は、指導管理経験を積んだ期間と見なします。

所定の実務経験

-
- 1 建築物衛生法第 2 条第 1 項に規定する特定建築物の建築物内部
 - 又は
 - 2 知事登録を受けた営業所が行う建築物（住居を除く。）内部
 - 3 複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する者としての実務経験 2 年以上

- 複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する者としての実務経験の具体的内容は、作業管理、労務管理、安全衛生管理や、従事者教育、人事管理などを想定していますが、ビルクリーニング分野特定技能協議会で決定し、今後、公表します。

3 特定技能 2 号移行に係る要件③

(注) 令和 5 年 7 月 18 日時点の情報であり、
今後、変更や更新されることがあります。

- 「技能検定 1 級（ビルクリーニング）」、特定技能 2 号評価試験の概要は下記の通りです。

特定技能 2 号評価試験

※ 詳細は別途決定し、公表

レベル	監督者として業務を統括しつつ、熟練した技能で業務を遂行できる水準
試験実施機関	公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会
試験方法	学科試験及び実技試験
受験資格	2 年以上の指導管理経験（前スライド）を有していること。

技能検定 1 級

※ 詳細は公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会のHPを参照

レベル	自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行できる水準
試験実施機関	公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会
試験方法	学科試験及び実技試験
受験資格	職業能力開発促進法に基づき厚生労働大臣が指定する機関が定める （ビルクリ技能検定 1 級の場合は実務経験 5 年以上 等） ※ ただし、特定技能 2 号移行のためには 2 年以上の指導管理経験が必要

(注) 令和5年7月18日時点の情報であり、
今後、変更や更新されることがあります。

- 1 特定技能制度 概要
- 2 特定技能2号の位置づけ
- 3 特定技能2号移行に係る要件
- 4 特定技能外国人が行うことができる
業務内容（案）
- 5 留意事項
- 6 よくある質問
- 7 お問い合わせ

ひとくらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

(注) 令和5年7月18日時点の情報であり、
今後、変更や更新されることがあります。

4 特定技能外国人が行うことができる業務内容

○ 今後、職務記述書として決定、公表します（以下は7月18日時点のDraft）。

主たる業務		関連業務
特定技能1号	建築物（住宅を除く。）内部の清掃	<u>（追加事項）建築物内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務</u> ・資機材倉庫の整備作業 ・建物外部洗浄作業（外壁、屋上等。ただし高所作業を伴う窓ガラス・外壁清掃作業は除く。） ・客室整備作業（ベッドメイク含む。） ・建築物内外の植栽管理作業（灌水作業等） ・資機材の運搬作業（他の現場に移動する場合等）
特定技能2号	<u>建築物内部（住宅を除く。）の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務</u>	（今後、ビルクリーニング分野特定技能協議会にて決定、公表予定）

(注) 令和5年7月18日時点の情報であり、
今後、変更や更新されることがあります。

- 1 特定技能制度 概要
- 2 特定技能2号の位置づけ
- 3 特定技能2号移行に係る要件
- 4 特定技能外国人が行うことができる
業務内容（案）
- 5 留意事項**
- 6 よくある質問
- 7 お問い合わせ

ひとくらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

5 留意事項（都道府県知事の登録（イメージ①））

- ◆ 都道府県知事の登録は、営業所ごとにとる必要があり、それぞれの営業所で人的要件及び物的要件を満たすことが必要（法12条の2）
- ◆ 登録を受けなくても、ビルメンの「業」自体は実施可能。登録を受けると、登録を受けた旨の表示ができる（法12条の3）
- ◆ 都道府県は登録した営業所（登録業者）に対し、検査、報告等ができ（法12条の5）、登録基準に満たしていない場合は取り消すことができる（法12条の4）

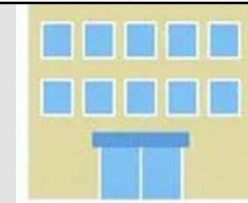
会社目線

ビルメン企業A社（全体イメージ）

営業所が異なればそれぞれで知事登録をとる必要がある。

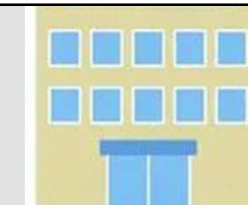
東京都知事の登録

A社東京営業所



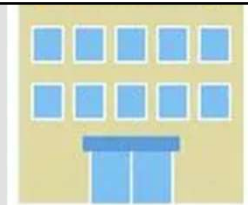
愛知県知事の登録

A社愛知営業所

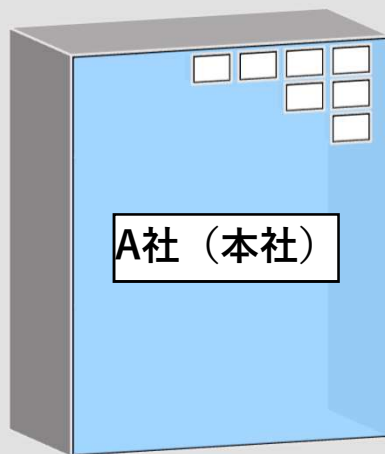


大阪府知事の登録

A社大阪営業所



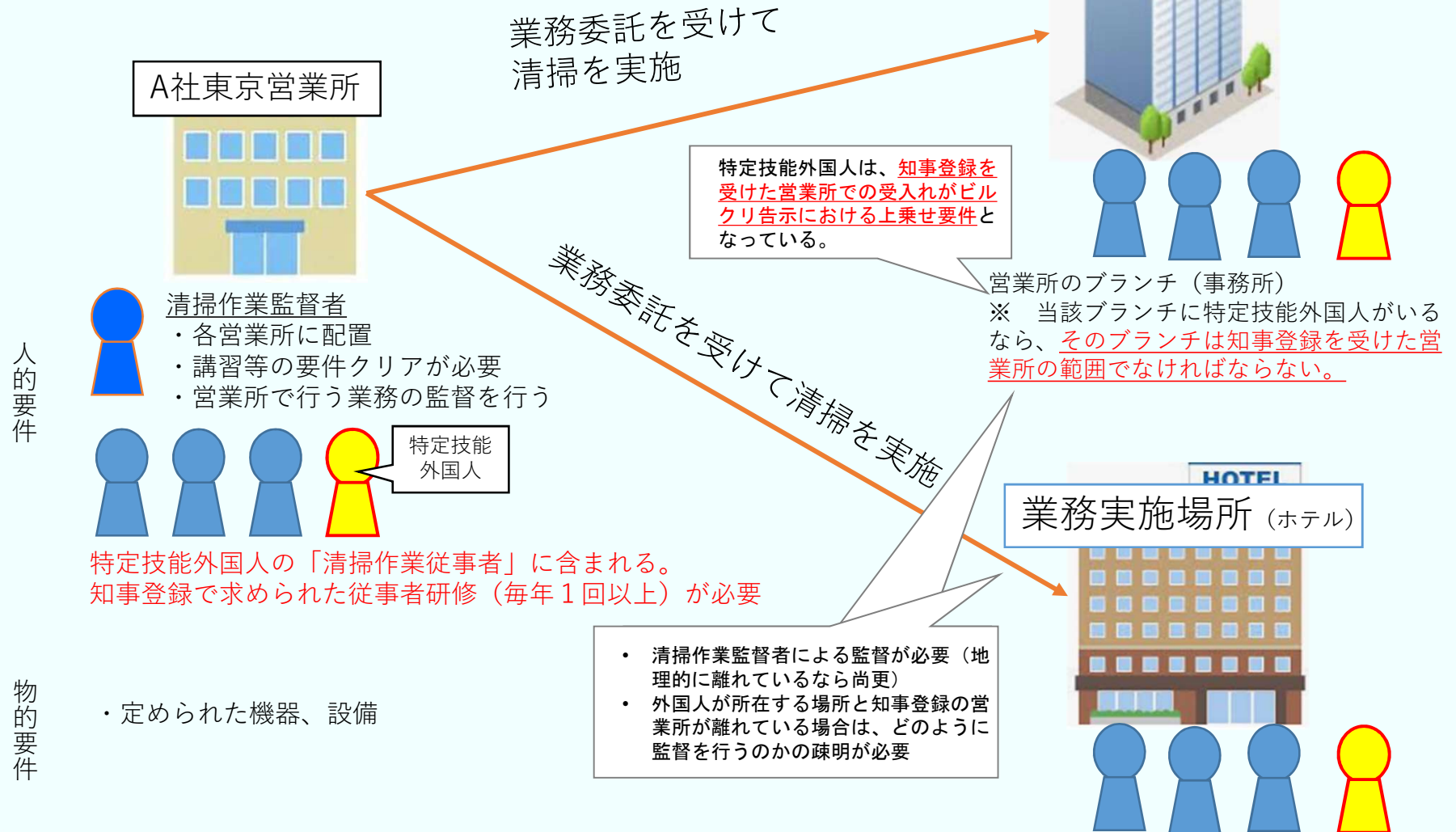
A社（本社）



(注) 令和5年7月18日時点の情報であり、
今後、変更や更新されることがあります。

5 留意事項（都道府県知事の登録（イメージ②））

特定技能目線（特定技能外国人を受け入れている場合）



(注) 令和5年7月18日時点の情報であり、
今後、変更や更新されることがあります。

- 1 特定技能制度 概要
- 2 特定技能2号の位置づけ
- 3 特定技能2号移行に係る要件
- 4 特定技能外国人が行うことができる
業務内容（案）
- 5 留意事項
- 6 よくある質問
- 7 お願い

ひとくらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

(注) 令和5年7月18日時点の情報であり、
今後、変更や更新されることがあります。

6 よくある質問（実際に寄せられた質問）

質問	回答
新幹線、飛行機、船舶の清掃は可能か？	ビルクリーニングは建築物（住宅を除く。）の内部の清掃となりますので、建築物の定義に当てはまらないものは対象になりません。
民泊の清掃は可能か？	いわゆる「民泊」とは、住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第2条第3項に定義される「住宅宿泊事業」として宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業を指します。清掃の対象が住宅となりますので、ビルクリーニングの対象外になります。
マンションの清掃は可能か？	マンションにおける人の住居の用に供する専有部分は住宅と同じ扱いになりますので、ビルクリーニングの対象外になりますが、共用部分の清掃は対象となります。
マンションの居住者退去後の清掃は可能か？	清掃の前後で住人が異なる住宅（住居）となりますので、ビルクリーニングの対象にはなりません。
ペンションの内部の清掃は対象になるか？	旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第2条の対象となる施設であれば当該施設内部の清掃は対象になります。
ネズミや衛生害虫の防除はビルクリーニングの業務に該当するか？	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2に規定する建築物空気環境測定業、建築物空気調和用ダクト清掃業、建築物飲料水水質検査業、建築物飲料水貯水槽清掃業、建築物排水管清掃業、建築物ねずみ昆虫等防除業はビルクリーニングの対象にはなりません。
建築物環境衛生総合管理業における建築物内部の清掃以外の業務は対象になるか？	ビルクリーニングではないので、対象になりません。
空調設備の清掃はビルクリーニングの対象か？	ビルクリーニングではないので、対象になりません。
客室整備作業とは何か？また客室の清掃作業は対象になるか？	客室整備作業とはベットメイキング、アメニティの交換などが該当します。ホテルや旅館の客室の清掃自体はビルクリーニングの対象になります。

(注) 令和5年7月18日時点の情報であり、
今後、変更や更新されることがあります。

6 よくある質問（実際に寄せられた質問）

質問	回答
知事登録は法人本社でとっているが、受入れが可能か？	特定技能外国人を法人本社で受入れるのであれば、他の要件を満たす限りは受入れが可能。 ただし、当該外国人の身柄が支店、他の事業所にある場合など、実態上、本社以外の事業所で受け入れられている場合、問題となる可能性があります。
知事登録はA営業所（東京）でとっており、外国人の身柄は、沖縄や北海道にあるが、問題ないか。	知事登録の営業所が行う業務の範囲に地理的な制限はありませんが、特定技能外国人が所属する場所は知事登録の営業所に含まれる形になりますので、あまりに距離が離れている場合、知事登録の人的要件である清掃作業監督者等が適正に監督できない可能性があります。 一般論になりますが、質問のケースでは、外国人が実際に働く場所付近で営業所を設け、知事登録をとっていただくことをお勧めします。 厚生労働省では、協議会加入申請の際、当該監督者が適正に監督できうるか（やっているか）を確認させていただいております。また、加入後も、抜き打ちによる実地調査等で確認させていただく予定です。 なお、当該外国人も清掃作業従事者として従事者研修を受けていただく必要があります。

(注) 令和5年7月18日時点の情報であり、
今後、変更や更新されることがあります。

- 1 特定技能制度 概要
- 2 特定技能2号の位置づけ
- 3 特定技能2号移行に係る要件
- 4 特定技能外国人が行うことができる
業務内容（案）
- 5 留意事項
- 6 よくある質問
- 7 お願い

ひとくらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

7 お問い合わせ

(注) 令和5年7月18日時点の情報であり、
今後、変更や更新されることがあります。

ビルクリーニング分野特定技能協議会構成員（受入企業）の皆様へ

- 機関の名称、所在地や連絡先（特にメールアドレス）等の変更があった場合は、届出をお願いします。
- 今後、協議会構成員（受入企業）を対象に、近いうちにメール等によるアンケート（現況等の調査）を行う予定ですので、連絡がとれない場合、見なし退会扱いになる可能性があります。
※ メールアドレスでの連絡が基本になります。
- 協議会への変更届は、厚生労働省ホームページのフォームからお願いします。

【参考】変更申請のページ

URL : https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/buildingcleaning_henkou

厚生労働省	特定技能	ビルクリーニング	検索
-------	------	----------	----



7 お問い合わせ

(注) 令和5年7月18日時点の情報であり、
今後、変更や更新されることがあります。

- 説明会は今後も何回か実施する予定です。
- ビルクリーニング分野特定技能に関する情報は厚生労働省ホームページ又は入管庁のホームページで掲載していますので、まずはこちらをご確認ください。
- ホームページは、検索エンジンから入る方が便利です。

【参考】 厚生労働省（特定技能 ビルクリー）のページ

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09221.html

厚生労働省	特定技能	ビルクリーニング	検索
-------	------	----------	----



ご清聴、ありがとうございました。

【参考】厚生労働省（特定技能 ビルクリ）のページ

URL： https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09221.html

厚生労働省	特定技能	ビルクリーニング	検索
-------	------	----------	----



特定技能 2 号への期待

2023年7月18日

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

常務理事 堀口 弘

建築物衛生法とは

多くの人が利用する建築物のビルメンテナンスに関し、環境衛生上必要な事項を定めることにより、建築物内の衛生的な環境の確保を図り、もって公衆衛生の向上に資することを目的とした法律。

急激に増加した、ビルメンテナンスを業とする企業の質の向上を図るため、登録事業者制度を設けている。



日本の公衆衛生は向上し、誰もが快適に、安心して過ごせるようになった。

また、日本のビルメンテナンス市場規模は、約4.57兆円と試算できるまでに成長。

ビルメンテナンス業務の分類



業界の外国人材の受入れ

技能実習

2016年から、ビルクリーニング技能実習生の受け入れが始まりました。
最大5年間の実習が可能です。

特定技能

2019年から、特定技能の受け入れが始まりました。
最大5年間の就労が可能です。

技能実習 5 年



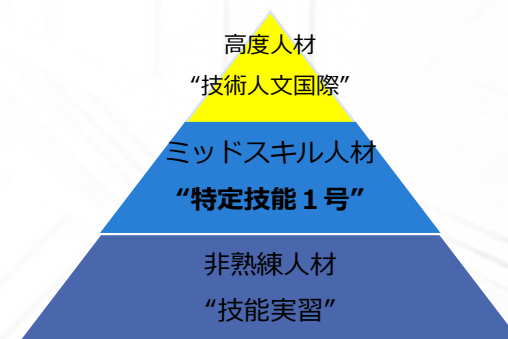
特定技能 5 年



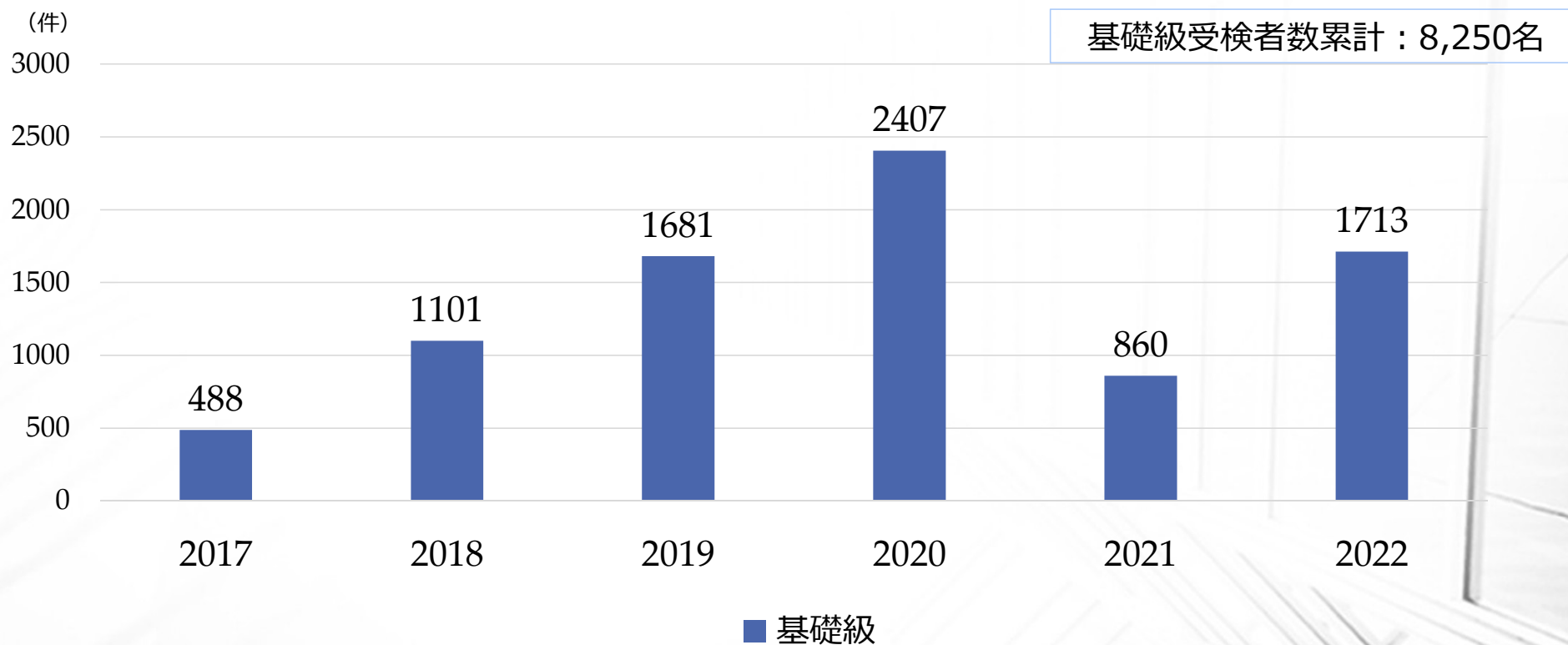
10 年

その他

高度人材の採用や、
留学生のアルバイトも受け入れています。

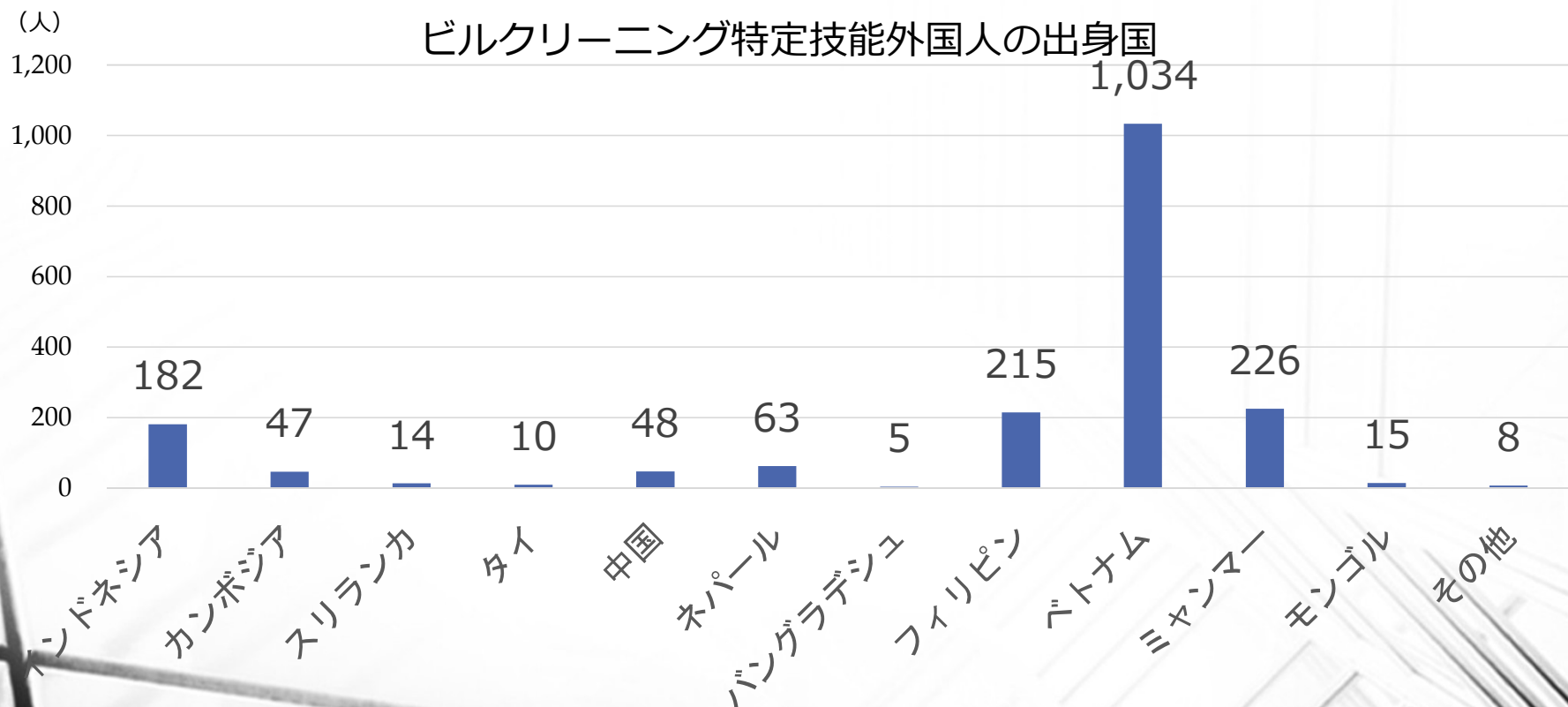


ビルクリーニング技能実習生の人数



ビルクリーニング特定技能の人数

2022年12月末現在 1,867人



まとめ ～ビルメンテナンスの重要性～

- ✓ 建築物衛生法は、世界的に類を見ない法律
- ✓ すべての労働者が健康で、快適に働くことができる環境作りに貢献
- ✓ 新型コロナウイルス感染症が蔓延している時は、エッセンシャルワーカーとして室内の感染制御に貢献
- ✓ 建築物を長く大切に使うことにも貢献
- ✓ 日本の多くの建築物は、ビルメンテナンスを業とする会社が請け負い、専門的なサービスを提供
- ✓ ビルクリーニング → 環境衛生（クリンリネス）へ

環境衛生技術（クリンリネス）の5原則

建材

「人々が暮らす建物に」

汚れ

「どんな汚れがどのような状態か」

洗剤

「科学的にどのように除去し」

用具

「物理的にどのように除去し」

予防

「健康で安全な人々の暮らしを維持」

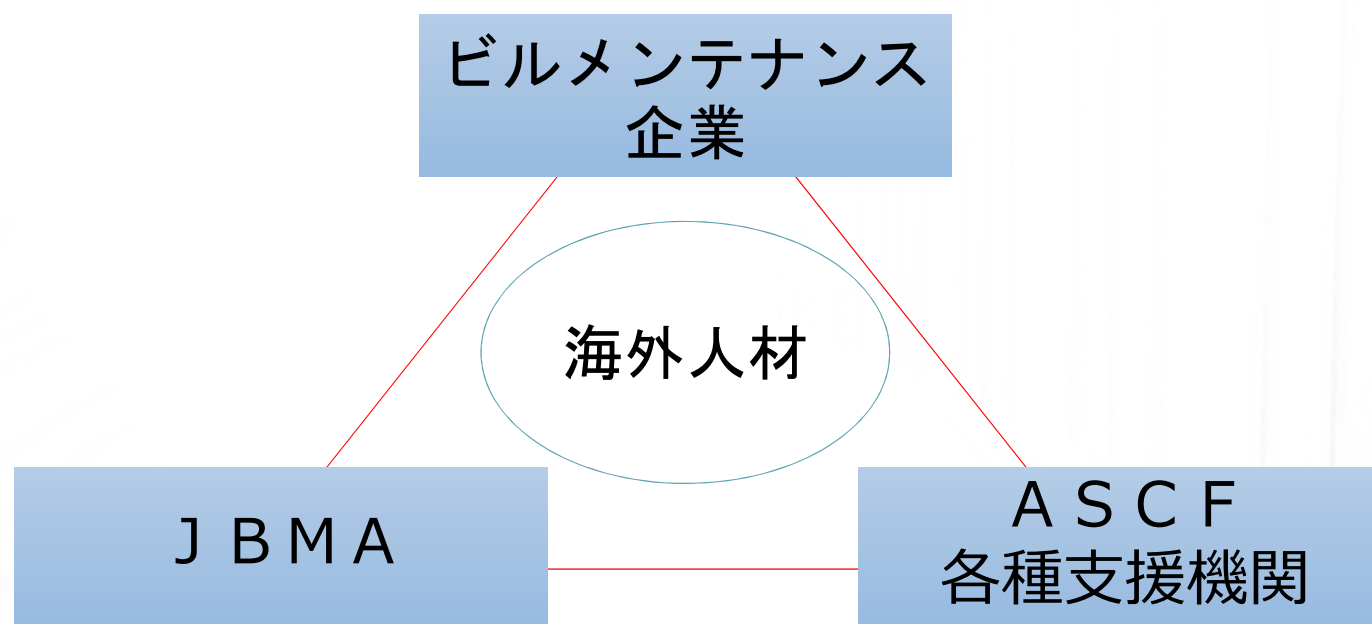
まとめ ～求める人材～

- ✓ 学歴、経験は問わない
- ✓ ビルメンテナンスの意義を理解できる
- ✓ チームワークで仕事ができる
- ✓ 日本語でコミュニケーションができる
- ✓ リーダー格の存在も不足しており、マネジメントにも取り組みたい方は大歓迎

まとめ ～業界の夢～

- ✓ 深刻な労働力不足のため、各国の貴重な若い労働力をお借りしたい
- ✓ 当業界では、労働力をお借りするだけでなく、日本でビルメンテナンス・ビルクリーニングを通して、技術力を身につけ、ホスピタリティ精神を養っていただきたいと考えている
- ✓ 海外人材の意欲に応じて、マネジメントの勉強と経験を積んでいただく機会を用意する
- ✓ 日本で学んだ海外人材が母国に帰国し、ビルメンテナンスサービスを創業することを願っている

業界の海外人材 共生社会 サポート体制



関係省庁とともに、
海外人材受入の制度設計

ASCF：教育機関・職業紹介事業
各種支援機関：監理団体、登録支援機関等



ASCF

TOTに向けて

Japan Building Maintenance Association
Acceptance Support Center for Foreign talent

5) 指導者の役割について

【短期的役割】

- －「企業が求める人材」の指導
- －「特定技能」働く目的の指導
- －「日本のおもてなし」の指導
- －「試験科目」の実技指導

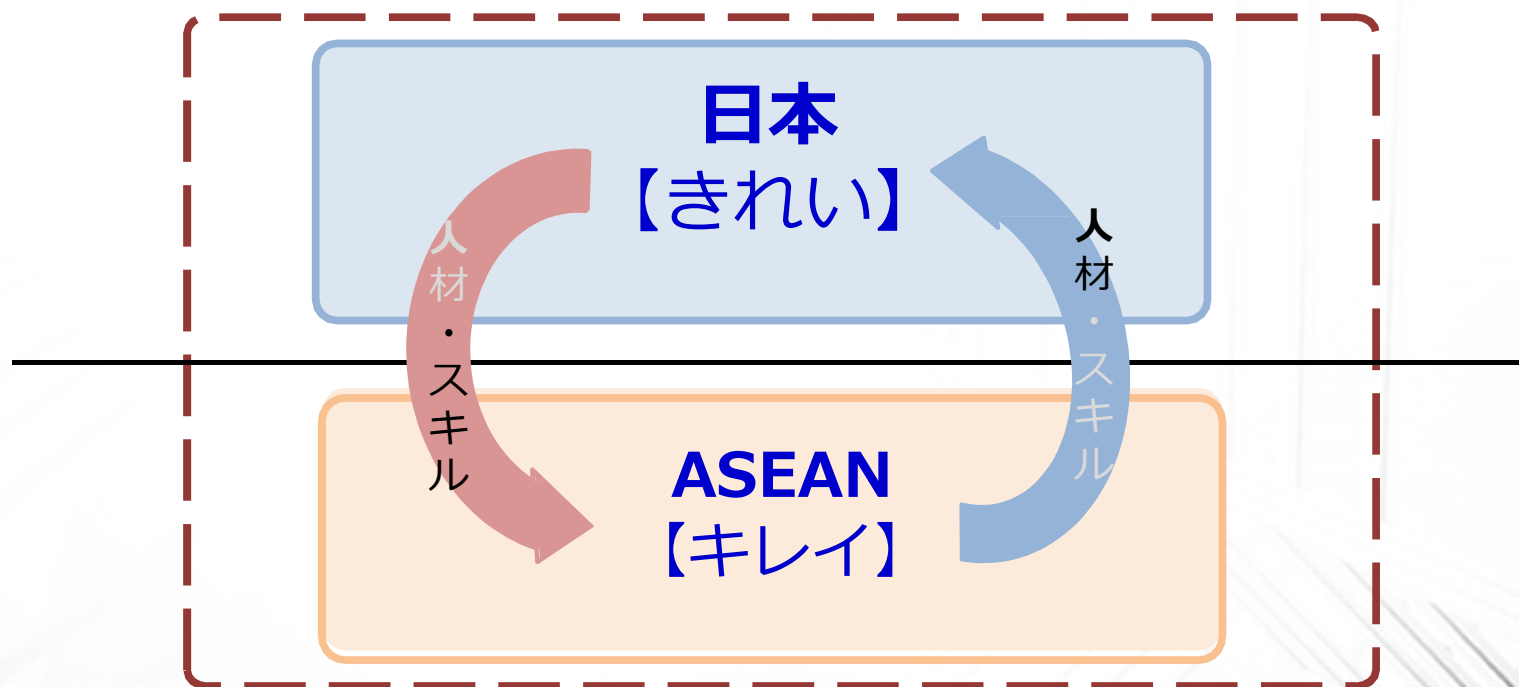
【長期的役割】

- －インドネシアでの起業促進
- －インドネシア経済の発展指導
- －インドネシアおもてなし創出
- －次世代社会へのナビゲート

5) 指導者の役割について

= 人材・スキルが両国を循環する「グローバル化な仕組み」

※Glocalとは、think globally, act locallyの略



4 質の高い教育を
みんなに



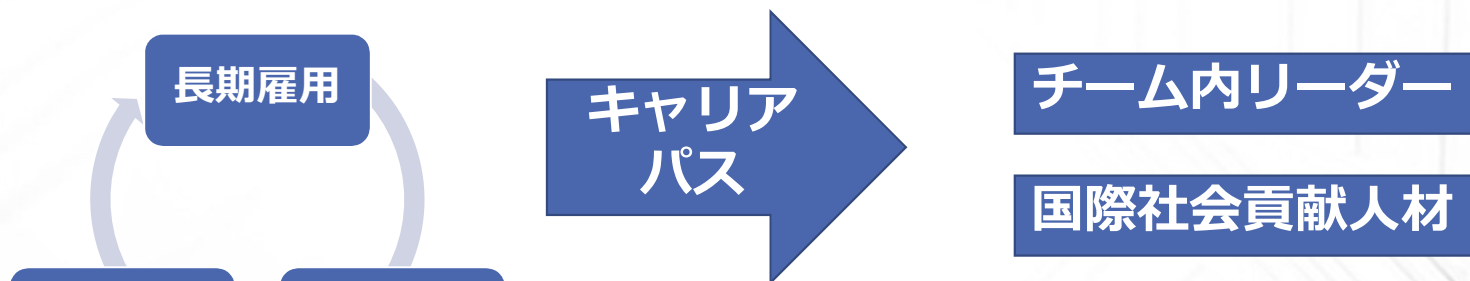
6) 企業が求める人材について

なぜ、日本企業はインドネシア人材を採用するのか？
どんな想いで一緒に働くのか、どんなことを求めているか？

リーダーとなり、組織の中で責任をもち業務効率や品質管理できる人材に成長してほしい

帰国後はビルメンテナンス業務に従事し、インドネシアがよりきれいな国になってほしい

技人国レベルの在留資格変更などで、国際貢献をしてほしいと期待している



5年間という長期雇用により、ワーカーから部下育成、まとめ役を経てリーダーへと成長。ASCFがワンストップで企業と特定技能をサポートしていく。

7) 特定技能（候補者）の夢は何か

**なぜ、特定技能（候補生）は日本のビルクリーニングを選んだか？
何を目指し、どんな夢をもっているか？**

日本の技術や品質を習得し、インドネシア帰国後は自国でビルメンテナンスに貢献したい

5年以上、できれば10年日本で働き、家族もよんで日本で暮らしたい

インドネシアと日本の架け橋になれるよう、日本語やビルクリーニングの先生になりたい

**ビルメンテナンスという、きれい「環境」を整える仕事への意欲にプラス、
日本の文化（アニメ・自然・ファッションなど）に関心が強い。**

桜がみたい

旅行に行く

日本語勉強

アニメ

日本人友達

ビルクリーニング特定技能勉強会Vol.1 ～特定技能2号の追加～ Q&A

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

2023.7.18現在

質問	回答
特定技能2号の関連業務は、いつぐらいに公開する予定ですか？	早めに公表できるよう取り組んでいるところです。
特定技能2号は、JLPTでいうと何級を想定していますか？	特定技能2号は、日本語能力試験を課しておりません。
特定技能2号は、現場責任者クラスとの事です。会社により現場責任者の解釈が違うかと思えます。作業内容で、現場責任者レベルと判断してもよろしいですか？スケジュール、シフト、資機材、顧客対応、品質管理などありますが、リストなどが提示されますか？	ご指摘の通り会社により名称は異なると思います。対象となる特定技能2号の業務内容は、ビルクリーニング特定技能協議会にて、決定し、今後公表することとしておりますが、ある程度リスト化してお示しすることを想定しております。
特定技能2号で帯同できる家族の人数に制限はありますか。配偶者は働くことができますか？年齢制限や学校教育は？	入管法に従って他の在留資格と同様になると思いますので、出入国在留管理庁に確認をお願いします。
特定技能2号では登録支援機関の支援は必要ないとの事ですが、在留資格の更新など入管等の対応は、全て企業側と本人で行うのでしょうか？	特定技能制度としては、特定技能1号と同じ支援が必要であることは想定していません。他の在留資格と同様、行政書士などに委託することも考えられると思います。
特定技能2号に移行する際、行政書士を使うなどのアドバイスがありました。担当している人材の特定技能2号への移行支援も登録支援機関の業務になりますか？	出入国在留管理庁に確認をお願いします。
技能実習1号、2号、3号、特定技能1号、2号と推移した場合は、最大何年間日本に滞在できるのでしょうか？	技能実習3号まで終われば5年間、特定技能1号は最大5年間滞在できますので、足し算すると10年間となります。特定技能2号の在留資格の更新に制限はありません。
特定技能2号の要件に日本語能力水準が定められておりませんが、技能検定1級の学科試験の日本語の水準は専門性も踏まえ外国人の方々には非常に難解であり合格が難しいと思われま。特定技能2号評価試験も同等の水準となると実質的には受け入れ困難とならないでしょうか？	特定技能2号は在留資格「技術・人文知識・国際業務」といった他の専門的・技術的な在留資格と同等と扱われますので、日本語能力は定めておりません。 技能検定1級は、その合格者が高度な清掃技術を有していることを証明するための試験であり、その対象は日本人も含まれており、外国人だけを対象とした試験ではありません。 いずれにしても、制度全体のルールとして特定技能2号評価試験の合格水準は技能検定1級と合わせる必要がありますので、簡易なレベルにはできないことはご理解願います。なお、特定技能2号評価試験については、受験者の日本語能力に配慮するために漢字にルビをふるなどの工夫は検討したいと思えます。
特定技能2号評価試験が技能検定1級と同等とのことですが、同じような試験を行うのでしょうか？	技能検定1級は、日本人の高度な清掃技術を証明するために職業能力開発促進法に基づくものです。一方、特定技能2号評価試験はマネジメント等ができる人材を評価する外国人向けに設定するもので、役割が違うため同じ試験にはならないと想定しています。
特定技能2号評価試験の内容は現行の技能検定1級と別で設定されるようですが、どのような実技作業が想定されますか？	特定技能2号評価試験は現場責任者としてマネジメントできる能力として、例えば、作業管理、安全衛生管理や労務管理等ができるかを評価することを想定しています。現在、検討中ですが、試験内容は異なるものと想定しています。
特定技能2号評価試験は年に何回行いますか？また、受験手数料を教えてください。	現在、検討中です。

質問	回答
特定技能2号に必要な2年以上の実務経験は、アルバイト期間を対象外ですか？	アルバイトの意味するところを「短時間勤務で働く雇用形態」を指していると仮定して回答しますが、実務経験として認められうる指導管理経験は、短時間勤務でこなせる内容であるとは考えられないため、対象外とすることとしています。
特定技能2号に必要な2年以上の実務経験は、技能実習期間（5年間）は対象外ですか？	ビルクリーニング職種（ビルクリーニング作業）に基づく技能実習計画審査基準における必須作業、関連作業及び周辺作業には、特定技能2号移行に必要な指導管理業務が含まれておりませんので、技能実習の期間は実務経験と見なすことができません。
特定技能2号に必要な実務経験（マネジメント、現場管理業務経験）は、どのように証明するのですか？	現在、検討中です。
特定技能2号評価試験は、特定技能1号の3年目や4年目で受験できますか？	特定技能2号評価試験は、マネジメントの実務経験2年以上あれば、他の要件を満たす限り、在留資格の年数に関係なく受験可能です。なお、技能検定1級は能開法に基づき厚生労働大臣が指定した機関（指定試験機関）が定めた受験資格を満たすことが必要です。なお、技能検定1級合格者に対しては、指導管理経験2年以上を別途証明していただくことが必要です。
特定技能1号を終了し帰国した外国人は、特定技能2号取得は可能でしょうか？	特定技能2号に課せられる実務経験を有し、かつ試験に合格していれば、他の要件を満たす限り、特定技能2号に移行することは可能です。
技能実習期間5年は実務経験に入らないとのことですが、技能検定1級を受検したい場合は特定技能1号又は2号の経験年数が必要ということでしょうか？	技能検定1級の受験資格としては、実習期間の清掃の実務経験も対象になります。ただし、マネジメントの実務経験は実習期間では得られないので、特定技能1号か他の在留資格で経験する必要があります。
特定技能2号に必要な実務経験2年について在留資格「特定技能1号」以外で経験できますか？	在留資格「技術・人文知識・国際業務」などは該当しうるかと思います。他の分野では技人国から特定技能2号に移行したケースがあります。
特定技能2号受験資格は、マネジメントを2年以上との事ですが、現在、特定技能1号として4年目以上の方は2号の受験資格は得られないのでしょうか？	令和5年6月9日の運用要領改正の時点で、ビルクリーニング分野の1号特定技能外国人として本邦に在留する者については、同日以前の期間に関しては、建築物（住宅を除く。）内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する者として就労していたかに関わらず、当該者に該当していたものとして取り扱う経過措置があります。
特定技能2号へのハードルが高いように感じました。業界は人手不足が死活問題です。2号への移行が難しいと1号を目指す人の減少にもつながらないか非常に心配です。	特定技能2号は、日本人と一緒に業界を維持発展していただける高度人材を想定していますので、ハードルが高く設定されています。他の分野も同じ思想で設定していますので、ご理解ください。
次回の説明会はいつ頃を予定していますか？	9月上旬を予定しています。
本日のパワーポイント資料をいただきたいです。	厚生労働省と全国ビルメンテナンス協会のホームページに掲載します。
本日のQ&Aをいただきたいです。	検討します。少なくとも参加者には共有する予定です
本日の動画を公開していただきたいです。	動画の公開は予定しておりません。パワーポイント資料とQ&Aを参考にしてください。